

率基準を設け、表示されている含水率以下の品質を保持している。

**②正確な含水率コントロール**

JAS規格では品目別に含水率基準を設け、表示されている含水率以下の品質を保持している。

**●構造計算が可能**

JAS構造材（構造用製材、2×4構造用製材、CLTなど）のJAS規格では、構造用製材の樹種・等級ごとにヤング係数を定め、また国土交通省告示では「木材の基準強度」が定められており、建築物の構造計算に利用が可能。

**●使用するメリット**

JAS製品はJAS規格により定められた厳格な審査をクリアしており、実際の工程においても農林水産省に登録された民間の登録認証機関が認証した製材工場・販売事業者のみが製造しているため、一定以上の品質・性能が担保されています。

**JAS構造材で非住宅・中大規模木造建築に安心と信頼**

木材利用促進の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されたりすることで、普及が期待されているのがJAS構造材です。近年、このJAS構造材を非住宅分野の建築物に使用するケースが増えています。

木材は生物資源であるため、产地や気候等によって同一樹種、同一寸法であっても品質に差異が生じてしまっています。

### ③寸法精度が明確

JAS規格では、製品に表示

されている寸法と実際の寸法との差の明記が定められており、寸法精度が明確。

### ④燃え代設計への対応

JAS構造材は、準耐火構造における燃え代設計への対応が可能。

### ⑤高い信頼性

樹種・寸法・製品区分・等級等の仕様を指定することで、入手

場所に問わずに同等の品質・規格をそなえた製品の入手が可能。

### ●沖縄県の中大規模木造建築

JAS構造材の普及により、

今後、構造計算の必要な中大規

模建築物の木造化が推進され

ると考えられています。

中大規模木造建築の事例が少

ない県内においては、この機に

より多くの設計者・施工者、そ

して発注者が、中大規模木造へ

の関心を高め、具体的な取り組

みへと踏み出しが期待され

ています。

2019年に開業した『みやこ下地島空港ターミナル』では、

国産のスギを利用したCLT（直交集成材）を大規模に用い、

空港ターミナルとしては全国で

初めて屋根の構造材にCLTが採用されました。

先進的な木材利用技術を通じたサステナブルなまちづくりが沖縄でも、はじまっています。

## JAS構造材 CLT使用の施工事例

※第33回沖縄トータルリビングショー「木造住宅フェア」紹介写真

◆「子どもの森保育園」施設概要◆  
竣工：2017年12月 階数：地下1階地上1階  
建築面積：742.7m<sup>2</sup> 床延面積：942.26m<sup>2</sup>  
CLT利用部分：屋根 CLT使用量：178m<sup>3</sup>  
CLTサイズ：厚さ150mm(5層5プライ)  
構造：鉄筋コンクリート造、屋根木造  
所在地：沖縄県国頭郡恩納村字真栄田里原  
特徴：RC片持ち壁の上部に現し仕上げのCLTパネルで切妻屋根を形成、屋根工事の工期短縮を実現

写真／Nacasa & Partners



### ◆「みやこ下地島空港ターミナル」施設概要◆

開業日：2019年3月30日  
所在地：沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1727  
敷地面積：32,586m<sup>2</sup> 延床面積：12,027m<sup>2</sup>  
規模・構造：RC造一部鉄骨造及び木造(CLT)  
地下1階地上2階  
(旅客エリアは地上1階のみ)  
本施設全体でのCLT使用量：約1,530m<sup>3</sup>



JAS構造材の詳細はホームページで  
JAS構造材 検索  
<https://www.jas-kouzouzai.jp>



事業名：「令和3年度JAS構造材利用拡大事業」 (一社) 全国木材組合連合会 実施：(一社) 沖縄県木材協会

# はじめよう！ウッド・チェンジ

## 豊かでサステナブルなまちづくりを進めよう！

木材利用をめぐる法改正から現状、県内の事例までを紹介します。

ウッド・チェンジとは、建築物を木造化・木質化する、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れるなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。

## 木材活用と森林整備につなげる法改正

## 建築物全般を対象に木造・木質化を目指す

## なぜ今、木材の活用が推進されているのか

### ● 地球温暖化に対する取り組み

ここ十数年、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えていた地球温暖化は、大気中に存在する二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスの濃度が上昇することが原因だと考えられています。地球温暖化を防ぐためには、大気中の二酸化炭素放出を減らし、大気中から二酸化炭素を取り除く取り組みが必要です。

森林の木々は、光合成により

大気中の二酸化炭素を吸収し成

長します。木材は炭素を貯蔵す

る機能を有しており、伐採され

木材として使用されている間も

炭素は貯蔵されます。

この状況を改善するため、今回

の制定から10年が経過し、この

社会の実現に資する等のための

建築物等における木材の利用の

促進に関する法律」が施行され

ました。

この法律は平成22年施行の

「公共建築物等における木材の利

用の促進に関する法律」を改

正したもので、地球温暖化の原

因となる温室効果ガスの排出を

ゼロにする2050年カーボン

ニュートラル、脱炭素社会の実

現に向けて、木材の積極的な利

用を促し、森林の適正な整備や

木材自給率の向上を後押しする

ものです。

主な改正内容									
○法律の題名 目的の見直し									
題名を改め、目的に脱炭素社会の実現に資する改正を行ふことによるものに改め、現に資する改正を行ふとともに、木材利用の促進に関する基本理念を新設。									
○公共建築物から建築物一般への拡大									
基準を改め、目的に脱炭素社会の実現に資する改正を行ふことによるものに改め、現に資する改正を行ふとともに、木材利用の促進に関する基本理念を新設。									
○木材利用促進本部の設置									
政府における推進体制として、農林水産省に木材利用促進本部を設置し、國又は地方公共団体等に對して必要な支援を行う。									
○木材利用促進の日「木材利用促進月間」制定									
10月8日を「木材利用促進の日」として法定化する。									

(図1) 公共建築物の木造率の推移

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
建物全体	43.2%	41.6%	41.0%	41.8%	40.3%	41.8%	42.3%	41.9%	42.7%	43.9%
うち公共建築物	8.3%	8.4%	9.0%	8.9%	10.4%	11.7%	11.7%	13.4%	13.1%	13.8%
うち低層の公共建築物	17.9%	21.3%	21.5%	21.0%	23.2%	26.0%	26.4%	27.2%	26.5%	28.5%

※今と元年度の公共建築物の木造率について  
「国土交通省建築着工統計調査（令和元年度）」のデータを元に林野庁が試算

**●利用期を迎えた人工林**

日本は国土面積の約3分の2を森林が占める世界でも有数の森林国。森林面積の約4割は人工林が植えて育てた人工林であります。しかし、人工林の資源量は年々増加していまが、木材は十分に使われていません。

木材を使うことは、「伐つて、使って、植えて、育てる」という人工林のサイクルの一部。成長した木を伐つて使うと共に、植えて森を育てることを進めていくことで、未来へつながる森林の持続的なサイクルが保たれます。このサイクルは社会全体で関心が高まるSDGs（持続可能な開発目標）の達成にもつながっています。

